
譲渡証明書に関する検討

1. 譲渡証明書に関する検討概要

検討のポイント

譲渡証明書は「所有権を証するに足る書面」であり、**所有権を公証する登録制度の根幹となる証明書**である。そのため、そのことを踏まえた十分な検討を行わなければならない。

運輸支局等にて「**確かにその人に自動車の所有権があると認められる事実及び譲渡の意志が確認できること**」が電子化に際する要件となるが、意思確認の手段としては、電子文書に実印相当の電子署名を付与し、譲渡意志の確認を取る方法が考えられる。

なお申請者等々が作成した電子文書に電子署名を付与することへの課題を考慮しつつ、電子化の検討を行った。

譲渡事実の確認に関する検討のポイント

- ・申請者利便を考慮した電子申請に対応可能な運用パターンの設定
- ・譲渡証明のフォーマットの統一化
- ・回付、申請の途中で、添付されている電子証明書が有効期限切れ及び失効した場合への対応

電子証明書は、その秘密鍵の有効期限切れ等を原因として、有効性確認(意思確認)が取れない場合がある

検討の方向性

	方式概要	特徴	主となる対象業務
パターン1 新運用型	旧所有者は譲渡証明データ、新所有者は申請データを別々にOSSへ送信する。OSS及び運輸支局等において両者のデータのマッチング・整合性確認をし、譲渡事実を確認する方式	・申請等で指定ソフトを利用することから、フォーマットの統一化が図れる。 ・譲渡者が入力～電子署名付与から申請(申告)までを直接行う。 ・譲渡者が申請(届出)したら、すぐにOSSで確認するため譲渡証明に添付されている電子証明書の有効期限切れは起こりにくい。 ・一定期間、譲渡証明情報を保管・管理するなどの機能をOSSに持たせる必要があるためシステムのな負荷が生じる。	・新車新規登録 ・移転登録
パターン2 従来運用型	旧所有者が電子署名付きの譲渡証明書データを新所有者に送付し、新所有者が全てのデータをまとめて申請書類データを作成し、譲渡事実を証する方式(従来と同じ手順)	・登録申請時に添付されている譲渡証明の電子証明書の有効性を確認するだけの仕組みとなるので、OSSのシステムのな負荷が少ない。 ・譲渡証明に添付されている電子証明書の有効期限切れが起こりうる。 ・抹消登録後、所有権の移転により中間譲渡人が複数存在する場合は、随時OSSへ申請(申告)する必要がない。(なお現行においては印鑑証明を求めていることから、電子証明書を用いる方法でなく、現行と同様に書類処理を行う方が利便性が高いとも考えられる。)	・移転登録 ・中古車新規登録

2. 譲渡証明書の現状分析と電子化実現方針の検討

所有権を証する書面が必要な運輸支局等の業務を整理し、それぞれの特徴を現状分析し、電子化実現方針について検討を行った結果を以下の表に示します。

所有権を証する書面が必要な運輸支局等の業務			所有権を証する書面等	現状分析	電子化実現方針	
新規登録	新車	型式指定車の場合	完成検査終了証兼譲渡証明書	<ul style="list-style-type: none"> 完成検査終了証と譲渡証明書は一体化しており、受渡しルートが同じ 譲渡人、譲受人は、メーカーや販売店等決まった、受渡しルートをたどることが多い。 	完全電子化を目標に検討中である完成検査終了の事実をOSSがオンラインで確認する際に、譲渡事実も証明できるように検討する。	パターン1 新運用型
		型式指定車以外(一般車)の場合 ¹	譲渡証明書	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡人、譲受人が各々1名である可能性が高い。 譲渡証明書の発行タイミングが登録申請日と近い可能性が高い。 	旧所有者が従来どおり、譲渡証明書を新所有者に回付する方式(電子署名を付与した譲渡証明書データを新所有者に送付し、新所有者が全てのデータをまとめて申請書類データとして申請する方式)で検討する。	パターン2 従来運用型 + パターン3 紙運用型 ²
	中古車	抹消登録者が直前の譲渡人の場合	譲渡証明書及び抹消登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡人と譲受人の間に複数人の中間譲渡人が介している可能性が高い。 	ただし、電子証明書の有効期限の問題があるため、紙の譲渡証明書を残すことも検討の対象とする。	パターン2 従来運用型 + パターン3 紙運用型 ²
		抹消登録者が直前の譲渡人でない場合	譲渡証明書及び抹消登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡人と譲受人の間に複数人の中間譲渡人が介している可能性が高い。 		
移転登録	売買による名義変更 割賦完済による名義変更		譲渡証明書	<ul style="list-style-type: none"> 移転登録時には共同申請が必須となる。 共同申請では、旧所有者と新所有者、つまり譲渡人と譲受人の申請意思の確認が必要となる。 	共同申請を電子的に行う際に同時に譲渡事実も証明できるよう検討する。ただし、一般申請者に譲渡事実の電子化を求めることは困難であると思われるため、紙の譲渡証明書が残ることも念頭に置いておく。	パターン1 新運用型 + パターン2 従来運用型 + パターン3 紙運用型 ²

¹ 並行輸入車等については、今後、検討していくこととする。

² 譲渡証明書の電子化によらず、紙の譲渡証明書で譲渡事実を確認する方法である。

